

第3回 貝塚市健康かいつか21計画策定委員会 会議録・議事録要旨

1. 日時

令和7年8月18日（月）午後1時30分開始

2. 場所

貝塚市役所本庁3階公庁会議室A

3. 出席者

<委員>

貝塚市医師会 会長

かわさき やすひろ
川崎 康寛 委員

貝塚市歯科医師会 会長

はやし たくや
林 卓也 委員

大阪公立大学 教授

こうの
河野 あゆみ 委員

大阪府岸和田保健所長

みやぞの まさや
宮園 将哉 委員

町会連合会 副会長

はたなか きんや
畑中 欽也 委員

貝塚市健康づくり推進委員会 会長

ただの えみこ
忠野 恵美子 委員

貝塚市食生活改善推進協議会 副会長

あかがわ こ
赤川 さち子 委員

貝塚市副市長

かわの まさこ
河野 雅子 委員

貝塚市健康福祉部長

とうすじ ひろし
塔筋 寛 委員

貝塚市子ども部長

にしかわ みやこ
西川 三矢子 委員

貝塚市教育部参与

あらき のりお
荒木 規夫 委員

<事務局>

健康推進課課長 梅野 由美

健康推進課課長補佐 川崎 由香

健康推進課主幹 森野 雅之

健康推進課主査 海江田 佳寿美

健康推進課副主査 松本 裕梨

障害福祉課課長 西川 桂子

障害福祉課課長補佐 脇本 和彰

4. 欠席者

貝塚市薬剤師会 会長

にしむら たくや
西村 卓也 委員

5. 配付資料

- ・ 本日の次第

- ・委員会名簿
- ・配席図
- ・資料（議題１関係）第４期健康かいつか 21（素案）に関するパブリックコメント結果
- ・資料（議題２関係）素案変更点
- ・資料（議題２関係）概要版
- ・資料（議題３関係）令和 7 年度健康かいつか 21 策定業務スケジュール
- ・ご意見シート

6. 議事録要旨

事務局：資料確認。

欠席 1 名、出席 11 名。

貝塚市健康かいつか 21 計画策定委員会規則（平成 29 年規則第 34 号）（以下「規則」という。）第 6 条第 2 項の規定により、委員数の半数以上出席のため、会議成立。

規則第 6 条第 1 項により会長が議長を務めるため、以降、川崎議長が会議を進行。

<議題 1 第 4 期健康かいつか 21（素案）パブリックコメントについて>

事務局：市民説明会について。2 回開催。第 1 回：7 月 12 日（土）午前 10 時 30 分～山手地区公民館。参加人数 7 名。第 2 回：7 月 15 日（火）午前 10 時 30 分～保健・福祉合同庁舎。参加人数 15 名。第 1 回、第 2 回とも質問・意見なし。

パブリックコメントについて。募集期間：令和 7 年 7 月 11 日（金）～8 月 1 日（金）2 名から合計 6 件の意見があった。ただし、内容が重複していたため 4 項目にまとめた。4 項目とも喫煙に関する意見。

○第 4 章「健康づくりの推進」 3 「取組みの方向と内容」 ⑤喫煙❶現状と課題（P77）

（意見の概要）健康増進法では喫煙する際、屋外においては非喫煙者に配慮する必要があるが、規制はされていない。ルールの内容は何か。「屋外での喫煙についてルールの徹底を図る必要がある」との箇所について削除を要望する。

（回答）本計画においては、喫煙者・非喫煙者双方の健康への配慮と地域全体の快適な生活環境づくりを目的として、屋外での喫煙に関するマナーの遵守を呼びかける趣旨で記載している。ここで言う「ルール」とは、現時点での市条例等による禁止規定ではなくマナー啓発や分煙の推進、指定喫煙所以外での喫煙の自粛を促す取組みなど、社会的合意に基づく行動指針のことを指している。したがって、「削除」ではなく、市民の健康への配慮の観点から、「引き続き屋外での喫煙マナーや分煙の徹底を呼びかける必要がある。」という文章に変更している。

○第 4 章「健康づくりの推進」 3 「取組みの方向と内容」 ⑤喫煙❷実践目標（P78）

（意見の概要）①女性の現状値が 12%となっているが 16%の間違いではないか。

②目標値の算出根拠を明示してほしい。

③国と同様の考え方に沿った喫煙率の修正を要望する。

- ・厚生労働省が策定した「健康日本 21」においては、たばこに関し、「喫煙をやめたい人がやめる」ことを策定方針として掲げ、健康づくり運動を推進している。
- ・平成 19 年に策定された「がん対策推進基本計画」では、個別目標として、「喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を行っていくことを目標とする」ことが閣議決定されており、厚生労働省のみならず、政府全体として、喫煙をやめたい人が禁煙する環境を整備することが求められているところ。
- ・このような状況を踏まえ、目標値については、現在の成人の喫煙率から、禁煙希望者が禁煙した場合の割合を減じたものを設定する。

(回答) ①指摘のとおり、女性 40～69 歳の喫煙率は現状値 16%になる。12%は、20 歳以上の女性全体の喫煙率であり、素案に間違いがあった。

②本計画における目標値の算出根拠の多くは、「第 4 次大阪府健康増進計画」を参照しており、目標喫煙率については、大阪府の減少ポイント近似値を適用している。

③指摘のとおり、厚生労働省が策定した「健康日本 21」における「喫煙をやめたい人がやめる」を目標値の根拠とし、現在の喫煙者から禁煙希望者が全員禁煙した場合の人数を減じ算出した。男女ともに、40～64 歳の年代区分の設定をはずし、国と同じく全体の喫煙率から目標値を設定している。

○第 4 章「健康づくりの推進」 3 「取組みの方向と内容」 ⑤喫煙 たばこコラム (P78)

(意見の概要) 加熱式たばこは点火せず副流煙は発生しないことから、加熱式たばこの説明において「副流煙にも有害物質が含まれています」の箇所の削除を要望する。

(回答) 指摘のとおり副流煙は、厳密にはたばこを吸う際に発生する煙のうち、たばこの先端の燃焼部分から立ち上る煙のことと定義されている。一方、加熱式たばこは、ニコチンやその他の有害物質を含むエアロゾルを周囲に放出しており、これが受動喫煙を引き起こしているため、「副流煙にも有害物質が含まれています」の箇所は削除し、エアロゾル(霧の粒子)を用いた表現に変更している。受動喫煙として喫煙者の呼気の一文を追加した。

○用語の解説 (P105)

(意見の概要) 厚労省 e-ヘルスネットでは、「副流煙とは先端の点火部分から立ち上る煙を副流煙と呼ぶ」とあり、加熱式たばこは点火しないため、副流煙は発生しない。加熱式たばこの定義中「副流煙がほとんど発生しない。」という箇所の削除を要望する。

(回答) 加熱式たばこから出る煙は、「副流煙」と定義されないことから、「副流煙がほとんど発生しない。」という箇所は削除し、「副流煙」の言葉を用いずにエアロゾル(霧の粒子)を用いた表現に変更している。

川崎議長：加熱式たばこ、電子たばこも受動喫煙になるのか。煙が出ていないのに受動喫煙

というのは、おかしい話ではないか。副流煙が出ていなければ受動喫煙にならないという指摘もあった。78 ページのコラムでもエアロゾルを吸った人は受動喫煙になるという表現があったが、それは受動喫煙とは言わないのではないかなど意見があるので、用語の定義づけがどうなっているのか確認したい。

事務局：用語の定義について確たる回答はできないが、加熱式たばこの健康被害に関する研究がなされている最中である。有害物質が少ないという製造元の PR はあるが、有害物質が含まれていることは事実であり、健康被害が減るというエビデンスがない現状においては、受動喫煙扱いとしているかと思う。はっきりとした回答ができるように整理しておきたい。

<議題2 素案の修正について>

事務局：健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画の素案変更点について。

(指摘内容) P15 特定保健指導実施率の推移について、令和3年度に落ちている理由の説明及び令和5年度の全国値がわかれば追加してほしい。

(対応等の内容) 理由の説明(新型コロナウイルス感染拡大の影響)及び全国値(29.1%)を追加している。

(指摘内容) P105～109 語句の説明について追加・変更

(対応等の内容) オーラルフレイル、健康経営、歯周病、認知症について修正した。

(指摘内容) P24 20代女性の割合の高さが目立つ。

(対応等の内容) P23～26 最新年(令和6年)の確定値が出たため、掲載データを「令和元年～令和5年」から「令和2年～令和6年」に変更した。(資料に令和6年は厚生労働省からの基礎資料と追記) 1人の増減で割合がかなり違ってくるため、グラフに実人数を追記した。P24 変更前は20代女性が大阪府と比べてかなり多いイメージのグラフとなっていたが、最新のデータでは50代女性が多くなっている。そのため、P97(4) 生きることの促進要因への支援、相談体制の充実2行目「特に本市では、自殺者に占める20代女性の割合が大阪府よりも高いことから～」の「特に」を削除した。

事務局：概要版について。計画の概要と行政の取組み、健康に関する知識を市民に向けて伝えるために作成した。手に取りやすいよう、発行時にはカラーでデザインを施す。

P2 健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画の概要、計画の位置づけ、計画の期間、3計画に共通する基本理念・目標

P3～4 健康増進計画・食育推進計画における行政の取組みと目標の抜粋。

P5 自殺対策計画における現状を示すグラフ、目標値、今後取り組む施策を掲載

P6～7 健康増進計画・食育推進計画における個人・家庭の取組みをライフステージ別に整理。

P8 計画に掲載しているコラムの一部を抜粋して記載。

川崎議長：3ページは健康づくりの推進(健康増進計画)ということで各項目が載っている

が、他の項目と比べると④飲酒⑤喫煙はタイトルがマイナスのイメージだ。プラスイメージのタイトルにそろえてはどうか。だいたいこのような書き方なのか。

事務局：一般的にはこのような書き方であるが、表現をプラスの方向に統一することで貝塚市のカラーを出せるかとも思う。他の委員もその方向でよろしければ検討したい。

川崎議長：飲酒を減らす、喫煙をやめる、減らすなど、市民の方が見た時に何かしないといけないと思うのではないかと感じたので意見した。

パブリックコメントの意見提出者のバックグラウンドはわからないが、市民説明会にはどのような人が来ていたのか。健康に興味がある市民ばかりだったのか。

事務局：山手地区公民館には、医療従事者や地域活動をしている方が来られていた。保健・福祉合同庁舎には、食生活改善推進協議会のメンバーが多く参加されていた。

川崎議長：ある程度の人数が来ていたようだが、特定の集団の参加であれば広く市民に説明するということはどうなのかと思った。他にないか。

林委員：⑥歯と口の健康とケアについて。定期的な健診、毎日のケアが大事であるが、歯科医師として直面しているのは清涼飲料水の問題だ。毎日歯をみがいて定期的に健診を受けても歯周病、むし歯のある方がいるが、そういう方は大概、生活習慣の中で清涼飲料水、特に炭酸飲料を大量に摂取している。炭酸飲料にはペットシュガー7～8本分が入っており、それをやめない限り歯周病、むし歯の問題は解決しない。歯科医師が各メディアで話をするとき砂糖の悪口は言わないでほしいとメーカーからの圧力がかかるが、砂糖が歯と口腔に及ぼす悪影響についての啓発は必要である。貝塚市にはそういったメーカーからの圧力はかかっていないか。

事務局：現時点でメーカーからの圧力は特にない。保健指導等では清涼飲料水の弊害について話している。そういった清涼飲料水の弊害について、歯と口腔の項目に盛り込むことを今後検討する。

林委員：この暑い中、水分補給は非常に大事であるが、実はスポーツドリンクは水分補給になっていない。OS-1は薄めて飲めば大丈夫だが、ポカリスエット、アクエリアスなどは良くない。運動部の生徒はコマーシャルに影響されて飲んでしまい、それでむし歯の子どもが増える。お年寄りも熱中症予防でポカリスエットをがぶがぶ飲んでいますが、その問題も併せて考えていただきたい。

事務局：清涼飲料水といった一般的なくくりで記載することはできるが、スポーツドリンク、

乳酸菌飲料のように種類を絞る、あるいはメーカー名を特定するような書き方は難しいと思う。

川崎議長：補足する。離乳が済んだ子どもに親がジュースを与えることも多いが、乳酸菌飲料のビックルなどは酸が多いため、歯に負担がかかる。そういう飲料を哺乳瓶に入れてちびちび飲ませていると、歯がずっと酸に侵されている状態になる。最近は減ったが、1歳半や3歳の乳幼児健診で歯がボロボロになっている子もいて、その原因が酸ということもある。糖が悪いという側面もあるが、酸も良くない。

荒木委員：イラスト作成の際、どうしても女の子は赤系統の色、男の子は青系統の色にしがちだが、可能であれば全体を通して色の系統がばらけるような配慮をしてほしい。

事務局：カラーについては配慮していく。

川崎議長：カラーについては色覚障害の方に配慮するとともに、ジェンダーレスカラーを意識してもらいたい。他にないか。

事務局：先ほど議長がおっしゃっていた3ページ、健康づくりの推進のところにあるタイトルの一部をプラスの表現に変えるべきかどうかについて、他の委員のご意見も伺いたい。

川崎議長：素案と同じ表現になっている。

河野あゆみ副会長：議長のご意見も一理あるが、3ページ（1）のタイトルが「生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防」と正の印象になっているので、それを考えるとこのままで良いのではないかと思います。

塔筋委員：喫煙と飲酒については、たばことアルコールというタイトルにすることも一案となるかと思う。

川崎議長：今回はこのままでも良いが、次回に検討いただければと思う。

事務局：事務局に一任ということでよろしいか。

（異議なし）

<議題3 今後のスケジュールについて>

事務局：本日の第3回策定委員会以降何か出てくれば、9月1日（月）までにご意見シートに記入のうえ提出。10月の調整会議・政策推進会議・庁議で意見、修正が出た場合、第4回

策定委員会の開催の有無を議長に相談。調整会議・政策推進会議・庁議で承認されれば令和8年3月に計画書を発行。

川崎議長：市長に答申するのか。それとも、出来上がったということを報告するだけか。

事務局：庁議という上層部の会議があり、市長も出席する。そこで承認を得ることになる。

他には委員から意見なし。事務局からも補足なし。審議終了。